米子市公共下水道事業

皆生処理場汚泥処理方針策定業務

簡易公募型プロポーザル実施要領

米子市下水道部下水道企画課

１　業務概要

⑴ 業務名

米子市公共下水道事業皆生処理場汚泥処理方針策定業務

⑵ 業務の目的

米子市公共下水道事業における内浜処理場は昭和49年、皆生処理場は昭和55年、淀江浄化センターは平成12年にそれぞれ供用を開始している。このうち内浜及び皆生処理場は当初供用から４０年以上経過しており、供用当初から稼働している施設は老朽化が進行しているものも多く、本格的な再構築時期を迎えている。特に汚泥処理施設はその暴露環境から老朽化の進行も早く、抜本的な対策が喫緊の課題となっている。

内浜処理場の汚泥は皆生処理場からの送泥分を含む汚泥を場内で処理（濃縮・消化・脱水）しているが、特に送泥管、送泥ポンプ施設、受泥施設等の老朽化が著しく、最近では送泥管破断事故を受けて皆生の送泥施設を停止し、大型吸引車により内浜処理場へ陸送している。

このような状況において、本業務では内浜及び皆生処理場の汚泥処理に関する最適処理形態を含む再構築基本計画を検討し、喫緊の課題である送泥受泥施設に関する再構築基本設計を行うことを目的とする。

⑶ 業務内容

別紙米子市公共下水道事業皆生処理場汚泥処理方針策定業務標準仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

⑷ 業務処理期間

(1)の業務（以下「委託業務」という。）に係る契約の締結日の翌日から令和３年２月２６日(金)まで

⑸ 提案上限額

２７，２００，０００円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

⑹ 選定方法

簡易公募型プロポーザル方式

２　参加資格

委託業務について行うプロポーザル方式に係る手続（以下「プロポーザル手続」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

⑴ 令和２年度米子市建設工事入札参加資格者名簿（建設コンサルタントに限る。）に登録されていること。

⑵ 法人格を有すること。

⑶ 国際規格ISO9001（品質マネジメントシステム）及びISO55001(アセットマネジメントシステム)を取得しており、日本工業規格JISQ15001個人情報保護マネジメントシステムに適合し個人情報について適切な保護措置を講じる体制を整備している事業者の認証（プライバシーマーク）を取得している又は情報セキュリティマネジメントの国際規格であるISO27001 若しくはJISQ27001 の認証を取得している法人であること。

⑷ 平成２７年４月１日以降に、終末処理場を有する下水道事業を実施する地方公共団体（人口が１４万人以上のものに限る。）が発注した、下水道の管路施設及びポンプ場・終末処理場についてのストックマネジメント実施方針策定に関する業務を受注した実績があること。

⑸ 受注者は、管理技術者及び担当技術者をもって、秩序正しく業務を行わせると

ともに、高度な技術を要する部門については，相当の経験を有する担当技術者を配置しなければならない。

⑹ 管理技術者は、技術士（上下水道部門（下水道））の資格を有するものとする。

⑺ 担当技術者は、土木担当、管路担当、機械担当及び電気担当をそれぞれ1名以上配置しなければならない。

⑻ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

⑼ 米子市が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

⑽ 破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

⑾ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。

⑿ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

３　プロポーザル手続への参加申込み

⑴ プロポーザル手続の実施スケジュール（予定）

令和２年４月１０日（金）	公告[募集開始]
令和２年４月１７日（金）	参加申込書提出期限
令和２年５月　１日（金）	技術提案書等提出期限
令和２年５月　８日（金）	優先交渉権者及び次点者の決定 見積り聴取及び仕様調整
令和２年５月１５日（金）	契約締結[※予定]

⑵ 参加申込書の提出

ア　提出期限　令和２年４月１７日（金）午後５時

イ　提出場所　鳥取県米子市下水道部下水道企画課

ウ　提出方法　持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は、提出期限までに到着したものに限り、受け付ける。

エ　提出書類　参加申込書（様式１）

⑶ 技術提案書等の提出

ア　提出期限　令和２年５月１日（金）午後５時

イ　提出場所　鳥取県米子市下水道部下水道企画課

ウ　提出方法　持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は、提出期限までに到着したものに限り、受け付ける。

エ　提出書類　別表に掲げる書類

オ　提案内容　仕様書に基づき、次に掲げる事項について提案を行うこと。

① 業務内容の把握と着眼点（２ページ程度）

② 業務実施方針について（２ページ程度）

・業務方針
・実施体制の選定理由
・審査及び照査の方針
・成果物の編集方針

③ 技術的提案とその解説（４～５ページ程度）

・現行汚泥処理方式の妥当性検証

現在の汚泥集約処理方式の妥当性を他方式との比較により検証を行うにあたっての、比較方法、評価項目について提案すること。

・送泥管ルート選定

新設送泥管のルート選定における検討項目、ルート案の評価項目について提案すること。

・送泥、受泥施設検討

送泥、受泥施設計画の検討における検討項目、維持管理性の向上やリスク低減のための対応方針について提案すること。

④ 工程計画及び動員計画（２ページ程度）

・適切な工程管理及び品質確保について

適切な工程管理及び品質を確保するため、委託業務における動員計画、内容取りまとめにおける手順及び想定する項目について提案すること。

⑤ その他追加提案等

計画策定に当たり、その他の追加提案があれば記述すること。

カ　特記事項

① 技術提案書等の提出時に、追加資料の提出を求めることがある。なお、当該追加資料の提出期限は、米子市の指定した日とする。

② 提出された書類は、提出期限までの間、改変することができる。この場合においては、当該書類を一旦持ち帰り、改めて、改変後の書類を提出期限までに提出しなければならない。

③ 提出期限後における書類の差し替え及び再提出は、原則として認めない。ただし、組織変更等があった場合における委託業務の処理体制の変更については、この限りでない。

④ 技術提案書等の内容は、提案者が責任を持って履行することができる内容としなければならない。

⑤ 仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断で必要と思われる事項があれば、積極的に記載するものとする。この場合において、当該事項に係る経費は、参考見積額に含めなければならない。

⑥ 技術提案書等の作成に必要な資料として、下記の図書について閲覧を行うことができる。

・　米子市公共下水道事業計画変更認可申請書（第２１回変更）
・　米子市公共下水道長寿命化計画（内浜処理場・皆生処理場・淀江浄化センター・中央ポンプ場・祇園ポンプ場・大谷ポンプ場・新加茂ポンプ場・上福原ポンプ場・西福原ポンプ場）
・　米子市下水道ポンプ場・終末処理場地震対策策定業務報告書
・　送泥管路調査診断業務委託

・　米子市長寿命化計画（米子市青木内浜幹線）
・　米子市公共下水道管路施設硫化水素対策基本方針策定業務委託報告書
・　皆生中央幹線外管路調査診断業務委託報告書
・　公共下水道不明水調査業務委託報告書（各業務）
・　下水道管路施設の巡視・点検対象箇所（暫定案）　（米子市下水道部）
・　地震対策における管路施設の重要度「重要な幹線等」について（米子市下水道部）
・　米子市ストックマネジメント計画報告書
・　米子市汚水処理施設整備構想

閲覧期間：プロポーザル手続に係る公告の日から技術提案書等提出期限の前日まで（午前９時３０分から午後４時３０分まで）

４　質問の受付及び回答

プロポーザル手続に関する質問は、提出書類の作成に関する事項に限り、受け付けるものとし、審査及び評価に関する質問は、一切受け付けない。

⑴　質問の受付

ア　受付期限

令和２年４月２３日（木）正午

イ　提出方法

質問書（様式２）を作成し、次の電子メールアドレス宛てに、電子メールにより提出すること。また、質問書を送信した場合は、電話によりその旨を連絡すること。

なお、電子メール以外の方法により提出された質問には、回答しない。

電子メールアドレス　gesuidokikaku@city.yonago.lg.jp

⑵　質問への回答

質問への回答は、令和２年４月２４日（金）までに、参加申込者全員に対し、質問者の名称等を伏せた上で、電子メールにより回答する。

５　プロポーザル手続への参加の辞退

参加申込者は、プロポーザル手続への参加を辞退するときは、辞退届を提出しなければならない。

なお、プロポーザル手続への参加を辞退した者は、これを理由として、以後、不利益な取扱いを受けない。

６　審査方法

提出された書類について審査を行い、技術提案書等の内容を基に、米子市の職員で構成するプロポーザル選考委員会において下記の配点基準により採点し、優先交渉権者及び次点者を選定する。

なお、参加申込者が１社の場合は、審査の結果、当該参加申込者に係る技術提案書等の内容が一定の評価点数を超えたときに限り、当該参加申込者を優先交渉権者として選定する。

［配点基準］

評 価 項 目	審　査　内　容	配　点
企業の評価	業務内容の理解度	１０点
	同種業務の実績	１０点
実施体制	人員配置	１０点
提案内容	米子市公共下水道事業 皆生処理場の汚泥処理方針策定業務に係る技術的提案	３５点
業務工程	業務工程の妥当性	５点
追加提案	追加提案の内容	１０点
見積価格	見積価格の妥当性	２０点
合　計		１００点

7　審査結果の通知

審査の結果については、審査終了後、令和２年５月１日（金）に決定し、参加申込者全員に対し、電子メールにより通知する。

8　契約の締結

⑴ 契約締結時期　　令和２年５月１５日（金）［※予定］

⑵ 契約締結の交渉

審査の結果選定された優先交渉権者と、委託業務の仕様の協議、確認等委託業務の処理に係る契約の締結のための交渉を行う。ただし、次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、次点者と当該交渉を行う。

ア　優先交渉権者が、審査後に、２に定める要件を満たさなくなったとき。

イ　優先交渉権者との間で当該交渉が成立しないとき。

ウ　優先交渉権者が、契約の締結を辞退したとき。

エ　アからウまでに掲げる事由以外の事由により、優先交渉権者との間で契約を締結することができなくなったとき。

9　委託業務の範囲

委託業務に係る委託の範囲は、仕様書に定めるとおりとするが、米子市の判断により、契約の締結段階において、その範囲を変更し、又は優先交渉権者が提出した技術提案書等の内容を追加することがある。

１０　その他の留意事項

⑴ 次に掲げる場合は、プロポーザル手続に参加することができない。

ア　必要書類を提出期限までに提出しない場合

イ　提出された書類に虚偽の記載があった場合

ウ　プロポーザル手続への参加に関して不正の行為又は公正さを欠く行為があった場合

エ　参考見積額が、２７，２００，０００円を超える場合

⑵ 技術提案書等の内容に関する責任は、参加申込者が負うものとする。

⑶ プロポーザル手続への参加に要する費用は、参加申込者の負担とする。

⑷ 提出された書類は、返却しない。

⑸ 参加申込者は、審査の経緯及び結果について、異議申立てを行うことはできない。

⑹ 米子市は、提出された技術提案書等を、参加申込者に無断で二次的に使用しない。

１１　問合せ先

米子市 下水道部下水道企画課

郵便番号　６８３－０８３４

鳥取県米子市内町１７２番地１

電　　話　０８５９－３４－１３８２

ファクシミリ　０８５９－３４－７５２２

電子メールアドレス　gesuidokikaku@city.yonago.lg.jp

別表

<table>
<tr><th>提出書類</th><th>様　式　等</th><th>提出部数等</th></tr>
<tr><td rowspan="7">技術提案書
一式</td><td>簡易公募型ﾌﾟﾛﾎﾟｰｻﾞﾙ業務・技術提案書（様式３）</td><td rowspan="8">（紙媒体）
原本　各１部
写し　各１０部

（電子媒体）
CD-R　１枚</td></tr>
<tr><td>提案者概要書（様式４）</td></tr>
<tr><td>同種業務の実績書（様式５）</td></tr>
<tr><td>業務処理体制書（様式６）
・配置予定の管理技術者、照査技術者及び担当技術者について記載すること。
・担当技術者については、分担業務ごとに、代表技術者１人を定めること。</td></tr>
<tr><td>配置予定技術者の経歴・実績書（様式７）
・有資格者については、資格者証（写し）を添付すること。</td></tr>
<tr><td>技術提案書（指定様式なし）
・３(3)オについて記載すること。
・原則Ａ４判７ページ以内。文字サイズは、１０．５ポイント以上とする。
・図面等はＡ４として適宜挿入し、総頁は１０ページ以内とする。
・技術的提案に添付された図表及び写真については、技術的提案内容を補完するものとし、評価の加点要素とはならない。
・略語及び専門用語には注釈を付ける等、分かりやすい文章とすること。</td></tr>
<tr><td>参考見積書</td><td>・指定様式なし
・参考見積書（消費税及び地方消費税に相当する額を含む額を記載）
・見積内訳書（参考見積書の内訳）</td></tr>
<tr><td>その他資料</td><td>・指定様式なし
・この要領に付随する意見、仕様書等に示される業務内容に対する代替案等があれば、提出すること。</td></tr>
</table>

※上記書類一式を製本して、原本１部、写し１０部を提出すること